平成２９年（フ）第４５７号
千葉県流山市向小金３丁目108番地の１
ガーデンコート103
債務者　末永まどか（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７５号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目35番地の10　ベルデ吉田Ａ棟５号
債務者　金永　義勝
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０２６号
名古屋市名東区引山２丁目406番地　雄徳ビル３－Ｂ号
債務者　出口　生美
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３１号
長崎県西海市西海町木場郷983番地２
破産者　田川　英紀
１　決定年月日　平成29年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
大阪府泉佐野市葵町３丁目７番14―101号、前住所大阪府泉佐野市高松東２丁目３番13―205号
破産者　加苅　　猛
１　決定年月日　平成29年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
大阪府泉佐野市南中岡本75番地の２
破産者　谷口　武美（旧姓六尾）
１　決定年月日　平成29年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
大阪府岸和田市岡山町64番地の９
破産者　渡邊由美子
１　決定年月日　平成29年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
大阪府泉南郡岬町淡輪3843番地の１グリーントピア21みさき公園404号、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪3843番地の１
破産者　中原　明彦
１　決定年月日　平成29年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
奈良県橿原市大久保町３番地の１　大久保団地２号棟101号
破産者　岡野　栄子
１　決定年月日　平成29年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０１４号
札幌市豊平区西岡４条６丁目１番13号
破産者　河部　英勝
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１７４号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地７　オパス512―304号
破産者　綱渕　尚士
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３３号
札幌市中央区南14条西６丁目６番３号　高松パレスＢ201号
破産者　森江　　聡（旧姓堀田）
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４９号
札幌市白石区北郷３条８丁目５番29号　コーポしずか201号
破産者　成田　純子
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６８号
札幌市南区真駒内138番地69
破産者　澤井　春光
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第５地割20番地70
破産者　三宅美佐子
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７４号
仙台市宮城野区自由ケ丘５番１号　ハイツ自由ケ丘102、従前の住所仙台市宮城野区五輪２丁目７番９号
破産者　加藤　　健
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
福井県大野市茜町210番地
破産者　山中　忠夫
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
福井市成和２丁目1008　クリーンハイツ401、開始決定時の住所福井市みのり２丁目９番12号　コーポ浜岸302
破産者　吉良　裕子（旧姓末永・大森）
１　決定年月日　平成29年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係